富津市選挙管理委員会会議録

1　会議の名称	富津市選挙管理委員会
2　開催日時	令和８年９月１日（火）午前11時00分～12時00分
3　開催場所	富津市役所５階504会議室
4　審議事項等	議案第１号　選挙人名簿から抹消する者について 議案第２号　選挙人名簿に登録する者について 議案第３号　地方自治法等の規定による直接請求に必要な選挙人の数の決定について 協議事項　投票日当日の投票所閉鎖時刻の繰上げについて
5　出席者名	委　員　鶴岡　隆、鹿島　毅、小泉　正子、川名　泰 事務局　~~平野局長~~、藤平局長補佐、錦織副主査
6公開非公開の別	（公開）　一部非公開　・　非公開
7　非公開の理由	
8　傍聴人数	0　人（定員　５人）
9　所管課	選挙管理委員会事務局　電話0439（80）1349
10　会議録	別紙のとおり

上記会議の経過を記載し、事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

令和８年９月１日

委　員　長　鶴岡　隆

署名委員　小泉　正子

富津市選挙管理委員会会議録

発言者	発言内容
委員長	ただ今から選挙管理委員会を開催いたします。 本日の会議録署名人は 小泉委員にお願いいたします。 本会議は富津市情報公開条例の規定により公開といたします。 本日は傍聴人がいないことを報告します。 それでは議題に移ります。 **議案第１号「選挙人名簿から抹消する者について」**及び**議案第２号「選挙人名簿に登録する者について」**は関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委員	（異議なし）
委員長	それでは議案第１号と議案第２号を一括議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第１号について、説明いたします。 １ページをご覧ください。 公職選挙法第 28 条第１号及び第２号の規定により、令和８年５月 30 日から令和８年８月 31 日までの死亡者、男 91 名、女 97 名、合計 188 名及び令和８年２月１日から令和８年４月 30 日までの転出者、男 204 名、女 152 名、合計 356 名を選挙人名簿から抹消しようとするものです。 続きまして、議案第２号について、説明いたします。 ２ページをご覧ください。 公職選挙法第 22 条第１項の規定により、令和８年３月２日から令和８年６月１日までに転入届をした者、男 187 名、女 91 名、合計 278 名及び平成 20 年６月３日から平成 20 年９月２日までに出生した者、男 33 名、女 42

	名、合計 75 名を選挙人名簿に登録しようとするものです。 ３ページをご覧ください。 前回登録者 34,838 人から男 75 名の減、女 116 名の減、合計 191 名の減で、今回登録者数は 34,647 名であります。 抹消者、登録者については先程ご覧いただきました名簿のとおりです。 事務局からの説明は以上です。
委員長	事務局の説明は終わりました。ただいま議題となっています議案第１号及び議案第２号について、ご質疑等ございませんか。
委員	・・・・・・。
委員長	ご質疑もないようですので、ただ今の説明のとおり、選挙人名簿の抹消及び登録をしたいと思いますがご異議ございませんか。
委員	（異議なし）
委員長	それでは、議案第１号及び議案第２号を案のとおり決定します。 続きまして、**議案第３号「地方自治法等の規定による直接請求に必要な選挙人の数の決定について」**を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第３号について、説明いたします。 ４ページをご覧ください。 地方自治法第 74 条第１項及び第 75 条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項及び第５条第１項の規定による選挙権を有する者の 50 分の１の数を 693 人、地方自治法第 76 条第１項、第 80 条第１項、第 81 条第１項及び第 86 条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関

	する法律第８条第１項の規定による選挙権を有する者の３分の１の数を11,549 人、市町村の合併の特例に関する法律第４条第 11 項及び第５条第15 項の規定による選挙権を有する者の６分の１の数を 5,775 人と決定するものです。 事務局からの説明は以上です。
委員長	事務局の説明は終わりました。ただいま議題となっています議案第３号について、ご質疑等ございませんか。
委員	・・・・・・。
委員長	ご質疑もないようですので、地方自治法等の規定による直接請求に必要な選挙人の数の決定について、案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員	（異議なし）
委員長	それでは、異議なしと認め、議案第３号を案のとおり決定します。 以上で本日の議案の審議は終わりました。
委員長	続きまして、**協議事項「投票日当日の投票所閉鎖時刻の繰上げについて」**を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局	協議事項「投票日当日の投票所閉鎖時刻の繰上げについて」説明いたします。 資料の１ページをご覧ください。 （協議資料に沿って説明）
委員長	事務局の説明は終わりました。ただいま議題となっています協議事項について、ご質疑等ございませんか。

委員	（資料中の表現及び表について意見あり。）
事務局	委員の意見のとおり修正します。
委員長	それでは、投票日当日の市内の全ての投票所の閉鎖時刻を2時間繰り上げ、従来の午後８時から午後６時に変更することについて、委員会の方針とすることにご異議ございませんか。
委員	（異議なし）
委員長	それでは、異議なしと認め、投票日当日の投票所閉鎖時刻の繰上げを委員会の方針とします。 以上で本日の全ての審議は終わりました。 委員の皆さんから何かございますか。
委員	（特になし）
委員長	事務局から何かありますか。
事務局	第 13 投票区の投票所となっている旧佐貫中学校についてですが、今後解体されることが決まっており、現状使用できない状態となっています。代替えの公共施設として、第 13 投票区内にある旧佐貫小学校の校舎又は体育館を次回選挙時の投票所としたいと考えておりますが、委員の皆さんのご意見を伺います。
委員	旧佐貫小学校とした場合、第 14 投票区投票所の佐貫コミュニティセンターと距離が近くなる。また、佐貫コミュニティセンターは駐車場が狭いことから 13 投票区と 14 投票区を統合して旧佐貫小学校を投票所としてもいいのではないか。

委員	２つの投票所が近いことが課題なのであれば、第 14 投票区投票所を佐貫コミュニティセンターから新舞子方面へ移すことはできるのか、それとも投票所は人口集中地域にある方がよいのか、あるいは投票区の境界を見直した方がよいのかなど、色々と課題がある。
委員長	投票区の統合については、一部の投票区だけを個別に行うのではなく、全体的に考えないといけない。また、統合により投票所が無くなってしまう場合は、移動投票所も併せて検討しないといけないと思う。よって、今回の選挙では 13 投票区と 14 投票区の統合はせず、現状の投票区のままで良いと思う。
事務局	第 13 投票区投票所の場所については、本日の会議で決定するものではありませんので、本日の意見を踏まえ検討します。
委員長	それでは、以上で本日の委員会を終了します。 ありがとうございました。